

## ■豪州：再生可能エネルギーの導入量目標の見直しを提言

再生可能エネルギー目標制度（RET）の見直しを検討している政府の諮問委員会は 2014 年 8 月 28 日、連邦政府に報告書を提出した。RET については、2 年に 1 度、制度が見直されることになっており、昨年 9 月に首相に就任したアボット首相は、国民負担を軽減するため、再生可能エネルギーの導入量目標制度の廃止や導入量目標を縮小する意向を示し、諮問委員会に検討を指示していた。現行の RET では、2020 年までに電力供給量の 20%を再生可能エネルギーにするため、小売電力会社に販売電力量に応じたグリーン証書の調達義務付けられており、この制度は 2030 年まで継続することになっている。グリーン証書は、風力などの大規模電源（LRET）の他、家庭用の太陽光パネルや温水器等の小規模設備（SRES）に対しても発行されるが、再生可能エネルギーの導入量目標は大規模電源が対象となっている。報告書では、大規模電源について次の 2 案が示されている。(1) グリーン証書の新規申請の終了、(2) 2020 年まで 1 年単位で設定していた段階的な導入量目標を、需要予測に応じたものとし、需要増加分の 50%とし、電力需要が伸びている時のみ再生可能エネルギーを追加導入する。小規模電源（SRES）については、(1) 制度の廃止あるいは段階的廃止、(2) 制度を継続する場合は、終了年を 2030 年から 2020 年に変更、対象となる設備の有効期間の短縮などが提言されている。連邦政府は、数週間以内に方針を決定するとしている。